

都道府県	市区町村名	1. 就学援助制度の周知方法														
		(1) 就学援助制度の周知方法(あてはまるものを全てに○)									(2) ケの内容	(3) 就学援助(要保護・準要保護)の申請期間(あてはまるものを全てに○)				(4) エの内容・補足事項
		ア. 教育委員会のウェブサイトにて制度を掲載	イ. 自治体の広報誌等に制度を記載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で就学援助制度の書類を配布	オ. 学校の入学説明会で就学援助制度の書類を配布	カ. 入学時に学校で就学援助制度の書類を配布	キ. 毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(2)		ア. 申請締切を設定し、期間内の申請のみ受け付け	イ. 随時申請を受け付けており、年度当初分から援助	ウ. 随時申請を受け付けており、締切を過ぎた申請の場合は申請月や認定月以降分から援助	エ. その他→(4)	
20	20	20	12	9	6	17	6	13	3	4	4	0	0	19	1	1
佐賀県	佐賀市	○	○	○		○		○						○		
佐賀県	唐津市	○	○	○	○	○	○	○							○	随時申請を受け付けており、月毎に認定を行う。認定月以降分から援助する。
佐賀県	鳥栖市	○			○	○		○						○		
佐賀県	多久市	○	○			○		○	○					○		
佐賀県	伊万里市	○		○	○	○	○							○		
佐賀県	武雄市	○	○			○	○	○						○		
佐賀県	鹿島市	○	○			○		○		○	各地区の民生委員協議会で制度説明			○		
佐賀県	小城市	○				○		○						○		
佐賀県	嬉野市	○				○								○		
佐賀県	神埼市	○	○	○	○	○	○	○						○		
佐賀県	吉野ヶ里町	○	○			○		○						○		
佐賀県	基山町	○	○	○		○								○		
佐賀県	上峰町	○	○			○	○	○						○		
佐賀県	みやき町	○	○	○	○	○	○	○						○		
佐賀県	玄海町	○				○								○		
佐賀県	有田町	○	○	○				○	○	○	児童扶養手当申請者や生活保護認定停止の方へ担当課が就学援助制度の案内をしている。			○		
佐賀県	大町町	○		○										○		
佐賀県	江北町	○	○	○		○		○						○		
佐賀県	白石町	○							○	○	新小学1年へは就学時健康診断の際に教育委員会から就学援助制度の書類を配布。 新中学1年に対しては、小学6年時の11月頃に小学校を通じて配布。			○		
佐賀県	太良町	○			○	○				○	民生児童委員会で説明し配布。			○		

[illegible]

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																														
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																														
		＜小学校＞																														
		(1) 実施・検討状況について				(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (1)でアと回答した場合、小学校入学前の者に対する周知（あてはまるもの全てに○）								(6) ケの内容	(7) (1)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）				(8) エの内容
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討もしていない。	エ. その他→(2)	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 教育委員会のウェブサイト掲載	イ. 自治体の広報誌等に案内掲載	ウ. 就学案内の書類に記載又は就学案内の書類とともに配布	エ. 就学時健康診断の際に学校で案内を配布	オ. 学校の入学前説明会の際に案内を配布	カ. 域内の幼稚園や保育所で案内を配布	キ. 域内の小中学校で在校生及び保護者に対して案内を配布（兄弟姉妹がいる場合など）	ク. 民生委員やスクールソーシャルワーカー等から案内を配布	ケ. その他→(6)	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他→(8)			
20	20	17	0	3	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	2	13	2	8	7	4	5	11	3	1	0	3	3	0	1	2	0	0
佐賀県	佐賀市	○					○									○		○	○		○				○	域内の幼稚園や保育所で案内の掲示を依頼						
佐賀県	唐津市	○					○									○		○	○	○	○											
佐賀県	鳥栖市	○					○									○		○		○	○											
佐賀県	多久市	○					○										○		○		○											
佐賀県	伊万里市	○					○									○		○		○	○	○	○									
佐賀県	武雄市	○					○									○		○		○	○		○	○								
佐賀県	鹿島市	○					○									○		○				○			○	市外保育所等に通っている児童や在宅児童に対しては居住地に郵送で案内を送付						
佐賀県	小城市	○					○									○		○			○											
佐賀県	嬉野市	○					○										○		○			○										
佐賀県	神埼市	○					○									○		○				○										
佐賀県	吉野ヶ里町	○					○								○						○											
佐賀県	基山町	○					○									○					○											
佐賀県	上峰町		○																											○		
佐賀県	みやき町	○					○								○		○	○		○												
佐賀県	玄海町		○																								○					
佐賀県	有田町	○					○									○				○									○			
佐賀県	大町町	○					○									○				○												
佐賀県	江北町	○					○									○		○	○		○											
佐賀県	白石町	○					○									○								○	町で行っている就学時健康診断の際に保護者へ配布している。							
佐賀県	太良町		○																									○				

都道府県	市区町村名	2. 新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護）																									
		令和3年7月時点の実施（検討）状況（あてはまるもの1つに○）																									
		＜中学校＞																									
		(1) 実施・検討状況について					(2) エの内容	(3) (1)でアと回答した場合は入学前支給を導入した時期、イと回答した場合は導入開始を検討（予定）している時期				(4) (1)でアと回答した場合、支給した時期（複数回支給している場合は最初の時期）								(5) (4)でウと回答した場合、その理由（当てはまるもの全てに○）							(6) エの内容
ア. 入学前支給を行っている。	イ. 入学前支給を行っていないが、現在検討はしている。	ウ. 入学前支給を行っておらず、現在検討していない。	エ. その他 →(2)	ア. 令和2年度（令和3年度新入学分）以前	イ. 令和3年度（令和4年度新入学分）	ウ. 令和4年度（令和5年度新入学分）以降	エ. 未定	ア. 8月以前	イ. 9月	ウ. 10月	エ. 11月	オ. 12月	カ. 1月	キ. 2月	ク. 3月	ケ. 4月初旬（入学式前）	ア. 予算の確保が困難だから。	イ. 規則改正などの内部手続きに時間がかかるから。	ウ. 認定回数が増える、支給後に転居へした場合の対応など、事務業務量が増加するから。	エ. その他 →(6)							
20	20	17	0	3	0	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	2	13	2	0	1	2	0	0				
佐賀県	佐賀市	○					○										○										
佐賀県	唐津市	○					○										○										
佐賀県	鳥栖市	○					○										○										
佐賀県	多久市	○					○											○									
佐賀県	伊万里市	○					○										○										
佐賀県	武雄市	○					○										○										
佐賀県	鹿島市	○					○										○										
佐賀県	小城市	○					○										○										
佐賀県	嬉野市	○					○											○									
佐賀県	神埼市	○					○										○										
佐賀県	吉野ヶ里町	○					○									○											
佐賀県	基山町	○					○										○										
佐賀県	上峰町			○																○							
佐賀県	みやき町	○					○									○											
佐賀県	玄海町			○															○								
佐賀県	有田町	○					○										○										
佐賀県	大町町	○					○										○										
佐賀県	江北町	○					○										○										
佐賀県	白石町	○					○										○										
佐賀県	太良町			○																○							

都道府県	市区町村名	3. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた家計急変世帯の認定について(準要保護)							4. 就学援助制度の根拠規定・認定基準について																						
		(1) 当てはまるもの1つに○							(3) 令和3年度当初における準要保護の認定基準(該当するもの全てに○)														(4) ソ、タ又はチを回答した場合、生活保護基準額等に掛ける係数(倍率)	(5) ツを回答した場合、市区町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)	(6) テの内容	(7) 補足事項					
																							ア. 従前より家計急変世帯の認定を行っており、その際と同様の基準により認定	イ. 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて、新たに認定基準を整備し、その基準により認定			ウ. 相談があった場合、事例に応じて個別に対応	エ. 新たに認定基準を整備することを検討中	オ. その他→(2)	ア. 生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ. 市区町村民税の非課税
20	20	7	1	7	1	4	4	11	14	7	7	8	12	5	3	5	6	3	2	7	1	8	3	5	0	7	16	0	7	1	
佐賀県	佐賀市					○	通常は前年や前々年度の所得で審査を行っているが、新型コロナウイルスの影響を受けたものについては、直近の状況を考慮した審査を行う。	○	○															○		○		1		保護者の失業、災害等により就学援助を支給する必要があると認められた場合	
佐賀県	唐津市					○	家計急変世帯の認定については整備しておらず、現在検討もしていない。	○	○				○												○			1.3			
佐賀県	鳥栖市		○					○	○	○	○	○	○				○			○	○										
佐賀県	多久市			○																				○				1.3			
佐賀県																															
佐賀県	伊万里市			○																											
佐賀県	武雄市			○				○	○	○	○	○	○				○	○						○				1.3			
佐賀県																															
佐賀県	鹿島市	○																						○				1.3			
佐賀県	小城市	○								○			○													○				上記イ及び力を満たさない世帯において、教育委員会の会議内で該当世帯の状況を協議し、準要保護として認定するか否かを個別に協議。	1.0倍以上1.3倍未満の場合、協議を行い認定している。
佐賀県	嬉野市	○						○	○				○						○				○					1			
佐賀県	神埼市	○						○	○				○													○		1.3		教育委員会が認められた者	
佐賀県																														・経済力判定の目安として、当該世帯全員の所得金額合計額の12分の1が当該世帯について算出した生活保護基準額の1.0倍未満である者。また長期にわたる病氣療養中の者がいるなど特別の事情がある者については、1.3倍未満の者。 ・国民年金法(昭和34年法律第141号)第89条及び90条に基づく国民年金の掛金の減免者。	
佐賀県	吉野ヶ里町	○						○	○	○		○	○	○	○		○	○							○						
佐賀県	基山町				○			○	○		○	○	○	○	○								○					1.3			
佐賀県	上峰町			○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○						○					1.3			
佐賀県	みやき町					○	相談があった場合は個別に対応することが想定されるが、現時点で相談はあっていない。	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○							1.3			
佐賀県																															
佐賀県	玄海町					○	特に対応していない		○	○	○	○	○	○									○		○		1.3		生活保護であるが、教育扶助を受けていない。		
佐賀県	有田町			○																				○				1.3			
佐賀県	大町町			○																			○				1.3				
佐賀県	江北町	○							○														○					1.3			
佐賀県																															
佐賀県	白石町	○						○	○	○	○	○	○	○		○			○				○		○		1.3		保護者の死亡、災害、その他援助の必要がある場合		
佐賀県	太良町			○																					○				収入額から生活保護基準額及び学用品費等必要額などの町独自加算額を引いた金額を算出し、家庭の状況等を考慮した上で認定している。		

[illegible]

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																											
		(1) 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																											
		学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費									補足事項							
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他														
20	20	20	0	0	0	3	3	3	17	17	1	20	0	0	0	1	1	1	19	19	0	3	2	2	0	1	1	1	0	0	0	19	10	10	0	8	8	8	1	1	0	14			
佐賀県	佐賀市	○							○	11,630		○							○	51,060											○				○	22,690	9,093					通学用品費は、1年生を除く。			
佐賀県	唐津市	○							○	11,630		○							○	51,060											○				○	22,690	4,820					・通学用品費について、第1学年には支給しない。 学用品費1年12,980円 通学費 支給実績なし オンライン学習通信費 R3年度新設			
佐賀県	鳥栖市	○							○	15,220	○	○							○	50,600		○				○	38,200		0			○	○	11,041											
佐賀県	多久市	○							○	11,630		○							○	51,060											○	○	13,161												
佐賀県	伊万里市	○							○	11,630		○							○	51,060		○	○		12,167							○				○	22,690	13,140					通学用品費は2～6年生が対象。 給食費は実費の8割を支給しており、最大で年間4,100円×0.8×11月＝36,080円となる(1人あたり)。 ただし、欠食が続くものは日割り計算をして支給している。 通学費の支給実績なし		
佐賀県	武雄市	○							○	13,650		○							○	40,600		○	○		0							○				○	21,490	10,984							
佐賀県	鹿島市	○							○	13,650		○							○	40,600												○	○	8,172										校外活動費(宿泊を伴う)は令和2年度実績なし	
佐賀県	小城市	○							○	14,300		○							○	40,600												○				○	20,600	6,516						郊外活動費(宿泊を伴うもの)は令和2年度実績なし。	
佐賀県	埴野市	○				○		11,630	10,730			○							○	51,060												○	○	11,416											
佐賀県	神埼市	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	51,060	10,644							
佐賀県	吉野ヶ里町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	11,036										・通学用品費は1年生を除く。修学旅行費は6年生のみ。 ・郊外活動費(宿泊を伴うもの)は、未実施のため0円。 学用品費：1年生 11,630円、2年生以上 13,900円	
佐賀県	基山町	○							○	13,900		○							○	51,060												○	○	13,250											
佐賀県	上峰町	○							○	11,630		○							○	51,060												○							○	22,690					
佐賀県	みやき町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	22,690										支給平均額は学校毎にはらつきがあるため、令和3年度予算計上額を記載。 学校給食費は1年生45,300円、2～6年生は46,500円。 学用品費：1年生のみ年額13,230円 給食費：月額3,900円を基本とし、1年生の4月分のみ2,700円としてその内の実費分を支払う。 医療費：実績なし	
佐賀県	玄海町	○							○	15,500		○							○	51,060												○				○	22,690	5,120							
佐賀県	有田町	○							○	11,630		○							○	51,060												○				○	21,890	13,101							
佐賀県	大町町	○				○		11,630	11,630			○							○	51,060												○	○	14,635										新入学児童生徒学用品費は実績なし 学校給食費を町で助成しているため実績がなし	
佐賀県	江北町	○							○	11,630		○							○	51,060																									
佐賀県	白石町	○							○	11,630		○							○	51,060												○	○	11,138											R2年度給食費については町内全児童生徒を対象に無償化のため扶助費としての支給実績はないが、例年給食費の実費を支給している。
佐賀県	太良町	○				○		13,770	13,770			○				○	50,600	50,600														○	○	6,635											

都道府県	市区町村名	7. 令和3年度準要保護就学援助額																																													
		(2) 中学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																													
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等										通学費										修学旅行費															
		費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	費目の 設定の 有無	実費	支給平 均額	現物支 給	上限額	上限の 金額	支給平 均額	一定額	令和3 年度単 価	その他	補足事項					
20	20	20	0	0	0	3	3	3	17	17	1	20	0	0	0	2	2	2	18	18	0	4	3	3	0	1	1	1	0	0	0	20	10	10	0	9	9	9	1	1	0	19					
佐賀県	佐賀市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	7,339								○				○	60,910	14,845						通学用品費は、1年生を除く。 校外活動費の実績が0であるのは、令和2年度は支給対象者がいなかったため。			
佐賀県	唐津市	○							○	22,730		○							○	60,000												○				○	60,910	8,729						・通学用品費について、第1学年には支給しない。 ・校外活動費(宿泊を伴うもの)は令和2年度の支給実績がないため、令和3年度の予算計上単価とする。			
佐賀県	鳥栖市	○							○	26,820	○	○							○	57,400		○				○	77,200		0				○	○		0								学用品費1年24,590円 校外学習費(宿泊あり)・修学旅行費・通学費 支給実績なし オンライン学習通信費 R3年度新設			
佐賀県	多久市	○							○	22,730		○							○	60,000												○	○		28,894												
佐賀県	伊万里市	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	0									○				○	60,910	31,468						通学用品費は2～3年生が対象。 給食費は実費の8割を支給しており、最大で年間4,800円×0.8×11月＝42,240円となる(1人あたり)。 ただし、欠食が続くものは日割り計算をして支給している。		
佐賀県	武雄市	○							○	24,550		○							○	47,400		○	○	0									○				○	57,590	25,315						令和2年度はコロナ感染症防止のため、郊外活動を行っていない。 通学費については対象となる生徒がいなかったため。		
佐賀県	鹿島市	○							○	24,550		○							○	47,400													○	○	11,842									通学費、校外活動費宿泊を伴わないものについて支給実績なし			
佐賀県	小城市	○							○	25,300		○							○	47,400													○				○	55,700	4,718						校外活動費(宿泊を伴うもの)は令和2年度実績なし		
佐賀県	嬉野市	○				○	22,730	20,901			○								○	60,000		○	○	20,377									○	○	20,377		○	60,910	10,774						校外活動費、医療費については令和2年度は実績なし。		
佐賀県	神埼市	○							○	22,730		○							○	60,000		○											○				○	60,910								校外活動費(宿泊を伴うもの)は支給実績なし	
佐賀県	吉野ヶ里町	○							○	22,730		○							○	60,000			○	○	7,011								○	○	7,011										・通学用品費は1年生を除く。修学旅行費は3年生のみ。 ・郊外活動費(宿泊を伴うもの)は、未実施のため0円。		
佐賀県	基山町	○							○	25,000		○							○	60,000		○	○	21,518									○	○	21,518										学用品費:1年生 22,730円、2年生以上 25,000円		
佐賀県	上峰町	○							○	22,730		○							○	60,000		○												○						○	60,910					令和2年度については実績がなかったため。	
佐賀県	みやき町	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	60,910									○	○	60,910											支給平均額は学校毎にばらつきがあるため、令和3年度予算計上額を記載。	
佐賀県	玄海町	○							○	27,310		○							○	60,000		○											○				○	60,910	6,697							学用品費:1年生のみ年額25,040円 医療費:実績なし	
佐賀県	有田町	○							○	22,730		○							○	60,000		○											○				○	60,910	34,735							校外活動費(宿泊あり・宿泊なし)及び医療費は令和2年度実績なし	
佐賀県	大町町	○				○	22,730	22,730			○				○	60,000	60,000		○	60,000		○	○	34,638									○	○	34,638		○	60,910	28,318							校外活動費は宿泊を伴うもの、伴わないもの、いずれも実績なし	
佐賀県	江北町	○							○	22,730		○							○	60,000		○												○				○	60,910								学校給食費を町で助成しているため実績がなし
佐賀県	白石町	○							○	22,730		○							○	60,000		○	○	20,895									○	○	20,895												R2年度校外活動費(宿泊を伴うもの)は実績なし。 R2年度給食費については町内全児童生徒を対象に無償化のため扶助費としての支給実績はないが、例年給食費の実費を支給している。
佐賀県	太良町	○				○	24,760	24,760			○				○	57,400	57,400																○	○	39,511												校外活動費(宿泊・無し)、医療費に関して実費が発生しなかったため。

都道府県	市区町村名	8. その他
		(1) 就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する取組・対応について、これまでの回答への補足
20	20	1
佐賀県	佐賀市	
佐賀県	唐津市	
佐賀県	鳥栖市	
佐賀県	多久市	
佐賀県	伊万里市	
佐賀県	武雄市	
佐賀県	鹿島市	
佐賀県	小城市	学用品は小学校中学校共に2年生以降の金額である。(小学校1年生は12,100円、中学校1年生は23,100円)
佐賀県	嬉野市	
佐賀県	神埼市	
佐賀県	吉野ヶ里町	
佐賀県	基山町	
佐賀県	上峰町	
佐賀県	みやき町	
佐賀県	玄海町	
佐賀県	有田町	
佐賀県	大町町	
佐賀県	江北町	
佐賀県	白石町	
佐賀県	太良町	